

学位論文又は個人研究成果報告書の提出及び指導に関する内規【前期課程】

(平成6年11月12日制定)

第1条 この内規は、京都外国語大学大学院学則第11条の2第2項に基づき、京都外国語大学大学院外国語学研究科博士前期課程（以下「前期課程」という。）の学位論文（以下「修士論文」という。）又は個人研究成果報告書（以下「成果報告書」という。）の提出及び指導に関して、必要な事項を定める。

第2条 前期課程に在学する者（1年制課程を含む。）は、入学時に1年次の「研究計画書」（所定の様式）を提出しなければならない。また、入学後の所定の期間内に研究分野について修士論文又は成果報告書の指導に当たる指導教員（主査）1名を、各研究領域の専門ゼミの担当教員のうちから定めなければならない。

なお、副査1名もしくは2名については、修了予定年度の5月末日までに研究科長が選出する。ただし、春学期を休学する者の副査については、次学期の10月末日までに研究科長が選出する。

2 削除

第3条 前期課程に在学する者は、「修士論文又は成果報告書題目届」（所定の様式）及び2年次の「研究計画書」（所定の様式）を修了予定年度の5月末までに、指導教員（主査）の承認を得て、大学院事務室に提出しなければならない。ただし、1年制課程の者は、「修士論文又は成果報告書題目届」（所定の様式）のみを提出するものとする。「修士論文又は成果報告書題目」をその後変更せざるを得ない場合は、指導教員（主査）と相談のうえ決定後速やかに大学院事務室に届け出なければならない。

第4条 修士論文又は成果報告書は、指定の期日までに提出しなければならない。

第5条 修士論文又は成果報告書は、電子ファイルで在学中に研究科長に提出するものとする。

なお、審査のため、指導教員（主査）から紙媒体の副本の提出を求められた場合は、原則として正本（電子ファイル）と同一期日までに指導教員（主査）に提出するものとする。

2 修士論文又は成果報告書が外国語の場合は、日本語による抄録を、日本語の場合は、外国語による抄録（日本語訳を付ける）を添えて提出するものとする。

3 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることができる。

4 審査委員として、主査1名及び副査1名もしくは2名をその任に充てる。

第6条 修士論文又は成果報告書の形式については、別に定める「学位論文又は個人研究成果報告書作成要領」による。

第7条 口述試問の期日については、審査会の1週間前までに行うものとし、日時は審査委員が決定する。

第8条 修士論文又は成果報告書の訂正は、原則として、事実関係、体裁、誤字・脱字等の技術的・形式的な誤りに関するもののみとし、口述試問において指示がある場合に限り認めるものとする。訂正版は、指導教員（主査）の承認を得て口述試問の翌日から1週間以内に大学院事務室に電子ファイルで提出するものとする。

第9条 「学位論文又は個人研究成果報告書作成要領」4項（2）で、次年度の6月に修士論文又は成果報告書を提出し、9月に本課程を修了しようとする者は、次の各項に従わなければな

らない。

- 2 修了予定年度の4月末日までに、「学位論文又は個人研究成果報告書（春学期）提出願」（所定の様式）を提出し、事前に教授会の了承を得なければならない。
- 3 指導教員（主査）の指導を経て、修了予定前年度の10月末日までに「学位論文又は個人研究成果報告書題目届」（所定の様式）及び「研究計画書」（所定の様式）を大学院事務室に提出しなければならない。ただし、「学位論文又は個人研究成果報告書題目届」及び「研究計画書」を修了予定前年度の5月に提出した者は提出する必要がないものとする。
- 4 提出された修士論文又は成果報告書に対する口述試問、修士論文又は成果報告書審査会並びに教授会は所定の日程に従い、修了予定年度の7月末日までに終了することとする。
- 5 その他の事項については「学位論文又は個人研究成果報告書作成要領」及びこの内規を準用する。

第10条 修士論文又は成果報告書は、審査及び所定の口述試問により採点し、審査会の審議を経て、60点以上を合格とする。

第11条 前期課程の1年制課程の者又は京都外国語大学大学院学則第24条第1項ただし書き及び第2項の規定により在学期間の短縮を希望する者の採点については、前条を準用する。

第12条 指導教員（主査）は、審査会開催前日までに研究科長の承認を得て、当該者に修士論文又は成果報告書を取り下げるよう指導することができる。

第13条 前期課程の1年制課程の者又は京都外国語大学大学院学則第24条第1項ただし書き及び第2項の規定により在学期間の短縮を希望する者には、この内規及び「学位論文又は個人研究成果報告書作成要領」を準用する。

第14条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この内規は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成8年4月13日から施行する。

附 則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 7 年 3 月 10 日改正、平成 8 年 4 月 13 日改正、平成 12 年 3 月 10 日改正、平成 13 年 3 月 10 日改正、平成 17 年 3 月 12 日改正、平成 19 年 2 月 27 日改正、平成 20 年 3 月 10 日改正、平成 23 年 3 月 13 日改正、平成 26 年 2 月 27 日改正、平成 27 年 3 月 8 日改正、平成 28 年 12 月 15 日改正、平成 30 年 2 月 8 日改正、令和元年 12 月 12 日改正、令和 7 年 12 月 19 日改正)